

「新型コロナウイルス感染症による出席停止」について（お知らせとお願い）

新型コロナウイルス感染症にかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐために出席を停止する措置をとることになっています。登校する際に、下記の「体温・症状記録表」および「治癒報告書」が必要になりますので、発症からの経過を保護者の方が記録し、登校時に学校へ提出してください。なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨いたします。

感染症名	出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第19条)
新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。	○ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ○ 無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで ※「発症した日」とは“新型コロナウイルス感染症の症状”が始まった日です。 ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。 ※重症化リスクが高い、症状が重い等の場合は医療機関に相談してください。

体温・症状記録表									
	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸器症状 (咳、のどの痛み等)	呼吸器症状があれば「○」を記入し、改善傾向であれば空欄にしてください。								

治癒報告書	
学校	年 組 氏名
感染症名	新型コロナウイルス感染症
発症日 (無症状の場合は空欄)	令和 年 月 日
症状が軽快した日 (解熱剤を使用せずに解熱かつ呼吸器症状が改善傾向)	令和 年 月 日
登校可能日 (上記「出席停止期間」から判断)	令和 年 月 日
医療機関名 (受診した場合)	
発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過し、体調が回復しましたので登校させます。 令和 年 月 日 保護者氏名 印	

記入例

(表面を記入する際の参考にしてください)

感染症名	出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第19条)
新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。	<p>○ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>○ 無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで</p> <hr/> <p>※「発症した日」とは「新型コロナウイルス感染症の症状」が始まった日です。</p> <p>※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。</p> <p>※重症化リスクが高い、症状が重い等の場合は医療機関に相談してください。</p>

発症日

体温・症状記録表									
	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	/	/
体温	38.0℃	37.8℃	37.7℃	36.5℃	36.6℃	36.6℃	36.5℃	℃	℃
呼吸器症状 (咳、のどの痛み等)	呼吸器症状があれば「○」を記入し、改善傾向であれば空欄にしてください。								
	○	○	○	○					

解熱

(解熱剤を使用せずに熱が下がった日)

呼吸器症状が改善傾向

(咳やのどの痛みが改善傾向にある)

治癒報告書	
学校	年組氏名
感染症名	新型コロナウイルス感染症
発症日 (無症状の場合は空欄)	令和 5年 6月 21日
症状が軽快した日 (解熱剤を使用せずに解熱かつ呼吸器症状が改善傾向)	令和 5年 6月 25日
登校可能日 (上記「出席停止期間」から判断)	令和 5年 6月 27日
医療機関名 (受診した場合)	〇〇クリニック
発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過し、体調が回復しましたので登校させます。	
令和 5年 6月 26日	保護者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

解熱は6/24ですが、呼吸器症状の改善は6/25なので、6/25と記入します。

登校可能日の考え方
 ・発症後5日を経過=6/27
 かつ
 ・症状が軽快した後1日を経過
 =6/26
 上記により、登校可能日は6/27になります。